

日田市の運動部活動の在り方に関する方針

平成30年12月

日田市教育委員会

目 次

日田市の運動部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等	・・・	1
1 適切な運営のための体制整備	・・・	2
(1) 運動部活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・	4
(1) 適切な指導の実施		
(2) 運動部活動用指導手引の活用		
3 適切な休養日等の設定	・・・	5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	・・・	6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置		
(2) 地域との連携等		
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・	7

日田市の運動部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等

○本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）（以下、「国のガイドライン」という。）及び「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」に則り、中学校段階における運動部活動を対象として、本市の実情や生徒の発達段階を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域や学校、競技種目等の実態に応じて、多様な形で適切に実施されることを目指して策定するものである。

- 1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること

【目指す生徒像、資質・能力 等】

- 自己の能力の発見と自己実現、個性の伸長を目指す生徒
- 協調性、責任感、連帯感などの社会性の向上
- 学校生活の規律を守り、部活動と学習の両立に励む生徒
- 生涯にわたってスポーツに親しむ生徒

- 2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 3) 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

○学校教育が目指す資質・能力の育成に資する部活動の意義を認識しつつ、今後も持続可能な運営体制が整えられるようにするため、本方針をもって、学校、指導者、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって改革に取り組むものである。

○市教育委員会は、本方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、関係者の協力を得ながら、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 日田市教育委員会は、「国のガイドライン」及び「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」（以下、「県の方針」という。）に則り、「日田市の運動部活動の在り方に関する方針」（以下、「市の方針」という。）を策定する。

市の方針は、中学校段階における運動部活動を対象として、日田市の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月
の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。なお、従来の外部指導者も効果的に活用する。

また、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務

分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。なお、主として指導する顧問に過度の負担が生じないように、また、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、顧問の複数配置を可能な限り行う。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は、運動部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。指導方針は、部活動の意義を踏まえ、生徒の学校生活における学習・生活習慣及び生徒の人格形成への効果が生かされるものとし、適宜、部の指導状況を把握し、指導・是正を行う。

カ 市教育委員会は、運動部顧問ならびに部活動指導員を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組に徹底について（平成30年2月9日付け文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、運動部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標・指導の方針を設定する。

ウ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

ア 運動部顧問は、大分県の運動部活動指導の手引「運動部活動の指導の在り方」や「国のガイドライン」の2（2）ア₂によって作成された指導手引等を活用し、上記2（1）に基づく指導を行う。

2 中央競技団体は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要である。国のガイドラインにおいて、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間について「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」と示されている³こと等も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

<休養日及び活動時間の基準>

【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日設ける。
- 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養日を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

イ 市教育委員会は下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準及び「県の方針」の「3 適切な休養日等の設定」を踏まえるとともに、「市の方針」に則り、運動部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること⁴、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁵中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 市教育委員会は、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブ⁶をはじめとした地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、運動部活動の整備・充実を推進する。この取組は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ったものであり、教員の負担軽減はもとより、すべての運動部活動参加生徒に対する良好な指導内容の提供を企図するものである。

4 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

5 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

6 学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心とした様々な活動を行うクラブのこと。大分県内で44クラブが活動している（平成30年4月1日現在）。

イ 市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市中学校体育連盟は、主催する大会について、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模や日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを検討する。

イ 市教育委員会及び市中学校体育連盟は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等について検討する。

ウ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。